

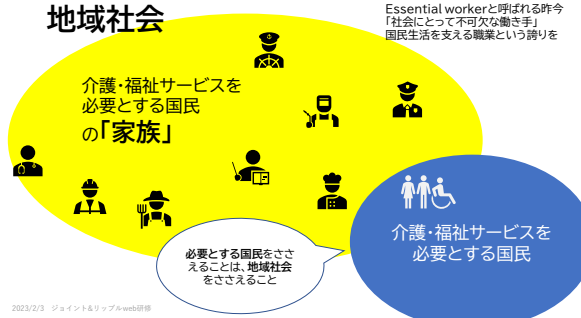
虐待防止研修

「私たちはなぜ”虐待”をしてしまうのか？」

熊本県介護福祉士会会長
リデルライトホーム 施設長
石本淳也

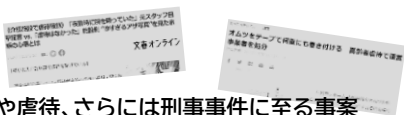
2023/2/3 ジョイント&リップルweb研修

地域社会



2023/2/3 ジョイント&リップルweb研修

一方・・・

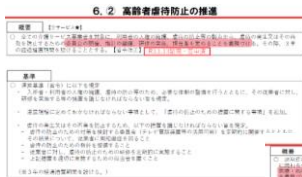


- ・不適切ケアや虐待、さらには刑事事件に至る事案が後をたたない
- ・介護業界や従事者に対する社会的信頼や評価を損なっている
- ・「いいこと」「わるいこと」の感覚麻痺が起きていないか？
- ・自分たちの当り前が「ズレ」ていないか？
- ・今一度、その感覚を「再確認(remind)」する内容

2023/2/3 ジョイント&リップルweb研修

「虐待防止に関する基本理解」

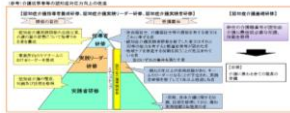
2023/2/3 ジョイント&リップweb研修



これは従事者個人の取り組みではなく、組織の責任として取り組むことが必要であり、ひいては業界全体の意識改革が求められている

介護の仕事なんて誰でもできる⇒誰でもいいからかき集める⇒適正や学習が不十分⇒倫理観やマインドが備わらない⇒不適切ケアや虐待が起きる⇒業界に対する不信感やネガティブイメージが増す

第8期報酬改定によって、人権擁護の観点から虐待防止への取り組みが強化。また、虐待や不適切ケアなどが無くならない理由の一つとして、「教育不足」が挙げられ、対応力を向上させるために無資格者への認知基礎研修が義務化された



2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

虐待防止



- 【身体的虐待】
 - 平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけど、打撲させる、身体拘束(柱やイス、ベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやなご服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)など
- 【性的虐待】
 - 性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、本人の前で裸いせつな言葉を発するまたは会話する、わいせつな映像を見せるなど⇒疑部が第三者に見える状況で放置する行為も性的虐待
- 【心理的虐待】
 - 侮辱する言葉を浴びせる、怒罵する、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱ひする、人格をおとしめるような扱ひをする、話しかけているのに意図的に無視するなど
- 【放棄-放任】
 - 食事や水分を十分に与えない、食事の着しい偏りによって栄養状態が悪化している、入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてするなど多様な住環境の中で生活させる、病氣やけがをしても受診させない、必要な福祉サービスを受けさせない・制限する、家族などによる虐待を放置する、床を混ぜたままにする・・・など
- 【経済的虐待】
 - 年金や資金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さないなど

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

早期発見の責務と報告の義務

◆保健・医療・福祉関係者の責務

- 高齢者虐待を見逃しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める

◆「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務

- 虐待を受けたと「思われる」高齢者を見逃し⇒市町村へ通報
- 一般の場合⇒生命・身体に重大な危険⇒通報義務、それ以外の場合⇒通報「努力」義務

養介護施設従事者等～自分が働く施設等で発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務(≠努力義務)が生じる

◆守秘義務との関係

- 通報等を行うことは、守秘義務に妨げられない
- *「虐待」(虐待の事実がないのに虚の通報等を行う)や、「過失」(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く(高齢者虐待防止法第21条第6項)

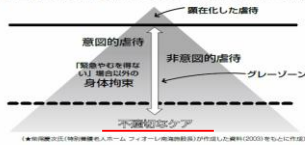
◆不利益取扱いの禁止

- 通報したことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給など)は禁止(虚偽・過失を除く)(高齢者虐待防止法第21条第7項)

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

◆「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図*



◆「不適切なケア」から考える

- 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の概念は、「不適切なケア」の概念から導き出す必要がある
- 虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺的「グレーゾーン」行為がある
- さらにさらにその証拠は、まさに「不適切なケア」の存在が放棄されることで、蓄積・エスカレートする状況がある

「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を撲滅取り組みが求められる

日本介護福祉士会倫理綱領

1995年11月17日宣言原文・・・ 私たち介護福祉士は、介護福祉士を有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して暮らしていくことができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を期しています。そのため、私ども日本介護福祉士会は、一人ひとりの豊かな暮らしを支える介護福祉士の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技能及び倫理的責任をもって、最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

- ①(利用者本位、自立支援)
 - 介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住み慣れた地域から自己決定を最大限尊重し、自己に向けた介護福祉サービスを提供していきます。
- ②(専門的サービスの提供)
 - 介護福祉士は、常に専門的知識・技能の研鑽に努むるとともに、豊かな感性と的確な判断力、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実践した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を担います。
- ③(プライバシーの保護)
 - 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。
- ④(総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)
 - 介護福祉士は、利用者に関連するサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。
- ⑤(利用者ニーズの代替)
 - 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代替していくことも重要な役割であると認識し、考え、行動します。
- ⑥(地域福祉の推進)
 - 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として高い積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その役割の強化に努めます。
- ⑦(後継者の育成)
 - 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるように、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

日本介護福祉士会倫理基準(行動規範)

(利用者本位、自立支援)

1. 介護福祉士は、利用者をいかなる理由においても差別せず、人としての尊厳を大切にし、利用者本位であることを意識しながら、**心豊かな暮らしと志願が実現できるよう介護福祉サービスを提供します。**
2. 介護福祉士は、利用者が情報収集ができるように、利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供を行います。
3. 介護福祉士は、自らの価値観に偏ることなく、利用者の自己決定を尊重します。
4. 介護福祉士は、利用者の**心身の状況を的確に把握し、根拠に基づいた介護福祉サービスを提供して、**利用者の自立を支援します。

(専門的サービスの提供)

1. 介護福祉士は、利用者の**生活の質の向上を図るため、的確な判断力と深い洞察力を養い、福祉理念に基づいた専門的サービスの提供に努めます。**
2. 介護福祉士は、常に専門であることを自覚し、質の高い介護を提供するために向上心を持ち、**専門的知識・技術の研鑽に**励みます。
3. 介護福祉士は、利用者を一人の生活者として受けとれ、豊かな感性を以て**全人的に理解し、**愛敬し、専門職として支援します。
4. 介護福祉士は、より良い介護を提供するために**常に学び、**質の向上に努めます。
5. 介護福祉士は、自らの提供した介護について**専門職として責任を負います。**
6. 介護福祉士は、専門的サービスを提供するにあたり、**自身の健康管理に**努めます。

(プライバシーの保護)

1. 介護福祉士は、**利用者が自らのプライバシー権を尊重するように働きかけます。**
2. 介護福祉士は、**利用者の個人情報収集または使用する**場合、その都度**利用者の同意を得ます。**
3. 介護福祉士は、**利用者のプライバシーの権利を擁護し、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず、秘密を保持**します。また、その情報は**業務にわたって厳格に**守ります。
4. 介護福祉士は、**記録の保管と廃棄について、**利用者の秘密が漏れないように慎重に管理・対応します。

2023/2/3 ジョイント&リップweb研

(総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

1. 介護福祉士は、利用者の**生活を支えることに対して最善を尽くすことを共通の価値**として、他の介護福祉士及び保健医療福祉関係者と協働します。
2. 介護福祉士は、利用者や地域社会の福祉向上のため、他の専門職や他機関と協働し、**相互の創意、工夫、努力によって、より質の高いサービスを提供**するように努めます。
3. 介護福祉士は、他職種との**円滑な連携を図るために、**情報を共有します。

(利用者ニーズの代弁)

1. 介護福祉士は、**利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、**ニーズを代弁していきます。
2. 介護福祉士は、**社会にみられる不正義の改善と利用者の問題解決のために、**利用者や他の専門職と連携し、**専門的な視点と効果的な方法**により社会に働きかけます。

(地域福祉の推進)

1. 介護福祉士は、地域の社会資源を把握し、**利用者がより多くの選択肢の中から支援内容を選ぶことができるよう努力し、**新たな社会資源の開拓に努めます。
2. 介護福祉士は、利用者や地域社会の福祉向上に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域住民と連携し、地域福祉の推進に積極的に参加します。
3. 介護福祉士は、**利用者ニーズを満たすために、**係わる地域の**介護力の増進に**努めます。

(後継者の育成)

1. 介護福祉士は、**常に専門的知識・技術の向上に**励み、**次世代を担う後進の人材の良き手本となり公正で誠実な態度で育成に努めます。**
2. 介護福祉士は、職場のマネジメント能力も担い、**より良い職場環境作り**に努め、働きがいの向上に努めます。

2023/2/3 ジョイント&リップweb研

これって適切？ シンキング

- 利用者が同じことを繰り返し訴えると、無視したり、「ちょっと待って」「さっきも言ったでしょ」などの強い口調でこたえたりする
- 自力で食事摂取が可能だが時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう
- 排泄介助の際、下着が若干汚れていたが、午後からの入浴で着替えるので、その時は替えなかった
- 立ってウロウロしようとする利用者を、ひじ掛け付きの椅子に座らせてテーブルにつける

2023/2/3 ジョイント&リップweb研

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

全ての人は虐待を行うリスクを持っている

- 人類の歴史は虐殺、圧迫、隷従などに満ちている。
- いかなる歴史上の人間も虐待や人権侵害から無縁ではない。
- 全ての人間は、支配の欲望や、暴力や暴言の衝動を持っている。
- 多くの者は「**理性**」で**コントロール(自制)**しているが、状況によって虐待を行う可能性を全ての人間が持っている。➡学習や自己点検が不可欠



自分の施設で虐待は起こるはずがない！

- この慢心や油断が虐待を招く風土を作る
- あらゆる施設で虐待は起こりえる。いかに、理念・方針が立派で素晴らしかろうが、施設長や代表者が立派な人格者であっても、虐待が防げるとは限らないし、その保障はない。
- 虐待防止のためには、すべての事業所・部署・スタッフが継続的且つ不断の努力をすることが必要。

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

心優しい介護や福祉従事者が虐待行為を行うはずがない！

- この慢心も間違いである。
- 良心的で優しい従事者であっても、技術や経験が未熟等の場合は特に、様々な利用者のイレギュラーな反応に適切に対応できるとは限らない。
- また、過酷な条件下におかれ、体の疲労が蓄積したり、過度なストレスが続くと、怒りや感情を抑えきることができなくなる。

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

常に肝に銘じよう！

- 虐待は違法行為であり、許されないことである
- 虐待は基本的人権の侵害である
- **言葉の暴力は心理的虐待に該当する**
- 暴力や身体拘束(スピーチロックも含)は身体的虐待である
- 向精神薬などで強く精神作用を抑えることも身体的虐待に該当する
- 利用者に卑猥な言葉をかけることは性的虐待に該当する
- 虐待は被害者の生命に関わることがある

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

- 介護現場は密室化している～家庭でも施設でも、虐待は隠される傾向があり、密室化した場所で起こり易い傾向がある
- **また、コロナ禍により面会制限が続く中、第三者の目が入りにくいからこそ、一層自分たちで自律的に適正化する必要がある**
- 対人援助サービスは、トレーニングと経験が必要な職業～トレーニングが不十分なうちは、うまく利用者に対応できず、知らず知らずのうちに、不適切なケアや対応を行うことがある。
- 職員が相互に意見や相談しやすい場、雰囲気、仕組みを作ることが必要⇒オープンな風土

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

親しみがあるから友達感覚で接したり下の名前で呼ぶ？

その親しみは、従事者側の一方的な距離感である。敬意を持って利用者に接する振る舞いとしてそれが正しいことなのかという尺度に照らす必要がある。非敬語や下の名前で呼ぶことは、客観的な目には横柄に映るであろう。どんなに利用者を大切に思っている、心の中は周囲に見えない。見えるのは、表情・立ち振る舞い・言葉遣いである。

他のスタッフの言動が良くないのは気づいてるけど…？

気づいているのに、見て見ぬふりをすれば「共犯」である。だからこそ、ベテランや立場ある者は、他の者以上に自身の振る舞いに間違いがないか自己点検しなければならない。不適切なケアがまかり通る環境は、利用者を不幸にするだけではなく、その環境に違和感を感じる担い手(貴重な存在)の離職に繋がることを理解すること

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

利用者が目の前にいないときの言葉で基本姿勢がわかる

入浴させる、トイレに連れていく、ご飯を食べさせる…違和感を感じないか？犬猫や物ではない「あの人がさあはね」のさの介助は大変！など、本人を目の前にしない時に軽んじた発言が当たり前になっていないか？利用者を目の前にしない場面ほど本音が出る

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

お楽しみ会やレクリエーションは誰のため？

職員の自己満足になっていないか？個々の意向は確認しているか？鼻眼鏡や仮装を「させられて」笑い者としてさらされていないか？その姿は本人が望む姿か？「寝着がある」「可愛いから」などはこちらの感覚。ノリで行われるから罪悪感が薄い。さらなる感覚麻痺を生み出す



「鼻メガネという暴力」

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

まずすぐに出来ること

- ・目前の利用者について考える⇒好きで年を取る人、認知症になる人、介護サービスを利用する人はいない…その事情や背景に思いを馳せる
- ・相手のことを大切に想っているかどうか？
- ・それを表現する術は「言葉と態度」しかない
- ・特に、言葉の乱れは**心の乱れ！**
- ・ギリギリのラインを探って言い訳してる自分を恥じるべし
- ・上司やベテラン「こそ」率先して姿勢を示すこと
- ・誇りの持てる仕事をしているか？

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修

至ってシンプル

・自分がされて(言われて)
嫌なことはしない

介護が必要な状態⇒自尊心が傷つきやすい
尊厳を護る⇒みじめな思いをさせない！

2023/2/3 ジョイント&リップweb研修
